

ご存知ですか？ **空き家を放置すると**

固定資産税等が約4倍に…

取り壊すにも
お金がかかる

野良猫が住みつき
家が朽ちている

伸びた草木が
隣家に越境

災害による
倒壊リスクがある

管理不全空き家
制度の改正法が
12月施行へ

空き家を **利活用** しませんか？

※弊社実績例

既存建物を活用①



既存建物を活用②



建物を新築して活用



泉北ニュータウンの空き家のご相談は
泉北資産マネジメントにおまかせください！



はじめまして泉北資産マネジメント株式会社です。弊社は泉北ニュータウンを中心に不動産の売買・仲介と空き家・空き地のコンサル相談をてがけている会社です。

弊社のミッションは泉北ニュータウンの活性化と管理不全空き家をなくすお手伝いをすることです。空き家でお悩みの方は、お気軽にご相談ください！



ご相談はこちらから

代表：近藤良紀

「管理不全空き家」制度とは？

全国の居住目的のない空き家は2018年には349万戸にのぼっています。国は管理が不十分な物件について新たな制度を導入する方針を固めました。

空き家の窓ガラスの一部が割れたまま、敷地内にゴミ等が散乱している状態のまま放置すると「管理不全空き家」に指定される恐れがあります。



管理不全空き家のイメージ



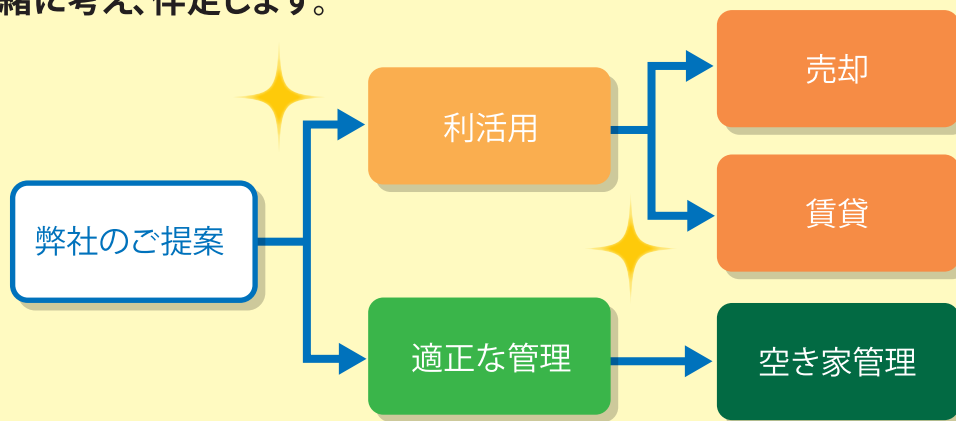
こうなる前に対策を！

管理不全空き家に指定されると 固定資産税等が約4倍に！

「管理不全空き家」に指定され、その後空き家の状態が改善しない場合は固定資産税等の住宅用地特例が解除されます。(通常、住宅用地は固定資産税の特例措置が適用されています)この特例が解除されると固定資産税等の負担が約4倍以上に跳ね上がる恐れがあります。

空き家を **利活用** しませんか？

泉北資産マネジメントは、お客様のご希望をお聞きし、お客様にとってベストな方法を一緒に考え、伴走します。



ご相談はこちらから

泉北ニュータウンの空き家のご相談は泉北資産マネジメントにおまかせください！

堺市の空き家利活用に対する各種補助制度をご案内いたします。



泉北の空き家対策・ご相談は

泉北資産マネジメント株式会社

SENBOKU ASSET MANAGEMENT

<https://senbokuam.com>



ホームページ

どうぞお気軽にお問い合わせください

072-294-8537

無料相談受付：10時～18時

定休日：毎週水曜日・隔週木曜日(第1・第3)



LINE登録はこちら